

令和元年 夏の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間 7月11日（木）～7月20日（土）

目 的 市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

スローガン つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

重 点

- 1 高齢者、子どもと障がい者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

7月16日（火） 交通安全にみんなで参加する日及び
交通マナーアップ強化日

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項 1

高齢者、子どもと障がい者の交通事故防止

◎運転者は・・・

- 子どもや高齢者に対する「思いやり運転」を心がけましょう。
- 運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。
- 夕暮れ時から夜間の交通事故防止に努めましょう。
 - ・前照灯の早期点灯、夜間のハイビームの活用の推進

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

〈高齢者の交通事故防止〉

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 道路を横断するときは車の通過や停止を待ってから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 70歳以上の運転者は、高齢者マークの表示に努め、体調が優れないときは運転を控えましょう。
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載車「セーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）」の普及啓発を図りましょう。
- 高齢者が自動車を運転しなくても暮らしやすい環境づくりを推進しましょう。
 - ・運転免許自主返納者への支援制度の周知

〈子どもの交通事故防止〉

- 身近にある危険な場所や区間を把握しましょう。
 - ・交通安全ハザードマップの作成
 - ・家庭で一緒に自宅・学校周辺の危険個所を確認
- 外出する際は、交通事故にあわないよう道路の横断方法や、その他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈障がい者の交通事故防止〉

- サポートを必要としている方にはすすんで声をかけ、誘導や介助など手助けを行います。

◇相談の受付

「不安はあるが、すぐには運転免許証を返納したくない」「家族の運転が不安」など、本人やその家族からの相談を免許センター看護師が受付けています。

詳しくは、東部地区免許センター（Tel0857-36-1122）へお問い合わせください。

◇運転免許証を自主返納される方への支援制度が各企業、団体で実施されています。

（支援制度の例）

事業主体	主な支援内容
鳥取市	路線バス6ヶ月定期券「グランド70」を定価25,700円のところ2,000円で販売（運転経歴証明書交付日から1年間、2回まで購入可能） ※購入場所は鳥取バスターミナル
鳥取県ハイヤータクシー協会等	タクシー運賃1割引

※その他支援制度については、鳥取県警察 HP「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」（<http://www.pref.tottori.lg.jp/177684.htm>）へ

◇自主返納にあたって

- ・運転免許証の自主返納は有効期限が切れる前に行ってください。
各種支援を受けるために必要な「運転経歴証明書」が発行できなくなります。

重点事項 2 自転車の安全利用の推進

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- 自転車も加害者になりうることを認識し、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 歩行者や自転車が見えにくくなる夕暮れ時や夜間は、必ず前照灯を点灯し、スピードを控えた安全運転に努めましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・車道の左側通行などの自転車の通行方法
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
 - ・反射材用品などの着用
 - ・自転車の前照灯の点灯
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットを着用させるとともに、その他の自転車利用者に対しても着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度（TS マークや各保険会社が販売する自転車保険）の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



※鳥取県では、条例により自転車利用者全員にヘルメット着用が努力義務化されています。

<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。既に参加している保険等で対応できる場合がありますので、補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は 1 年。

重点事項 3

全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

◎運転者・同乗者は・・・

- シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを正しく着用しましょう。

◎地域・家庭・関係機関では・・・

- 保護者にはチャイルドシート着用の必要性和正しい着用を呼びかけましょう。
- 車で出かけるときは、全ての座席でシートベルトを正しく着用しているか確認し、習慣づけましょう。
- バスの事業者は、車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼びかけるアナウンスなど啓発活動を行いましょ。

<チャイルドシートの貸出事業>

鳥取県交通安全協会がチャイルドシートの貸し出しを行っています。

貸与期間は2週間～1か月です。

詳しくはお住まいの各地区交通安全協会へお問い合わせください。

※鳥取県交通安全協会会員に限りま。

※台数に限りがあります。

	お住まいの地域	電話番号
鳥取地区協会	鳥取、国府、福部	0857-39-9090
浜村地区協会	気高、鹿野、青谷	0857-82-3234
智頭地区協会	河原、用瀬、佐治	0858-75-1297

<シートベルトの着用・チャイルドシートの使用状況>

(%)

	シートベルト						チャイルドシート	
	運転席		助手席		後部座席		全国	鳥取
	全国	鳥取	全国	鳥取	全国	鳥取		
平成26年	98.2	98.8	93.9	94.0	35.1	40.2	61.9	57.0
平成27年	98.4	98.6	94.6	96.0	35.1	51.1	62.7	65.5
平成28年	98.5	99.0	94.9	95.4	36.0	47.7	64.2	64.3
平成29年	98.6	99.3	95.2	97.3	36.4	40.7	64.1	68.6
平成30年	98.8	98.9	95.9	96.1	38.0	33.2	66.2	68.7

重点事項 4 飲酒運転の根絶

◎運転者・その周りの人は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 - ・「飲酒運転をなくすための3つの約束」の実践
 - ・「ハンドルキーパー運動」の実践
 - ・公共交通機関や自動車運転代行サービスの利用
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
 - ・朝礼や会議などの機会を活用した指導の徹底
 - ・アルコールチェッカーを活用した運転前のチェックの実施
 - ・研修会等での飲酒運転の危険性・悪質性についての理解の向上
 - ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」意識を広報啓発

◎酒類提供業者は・・・

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用ポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。



ハンドルキーパー運動とは

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です

飲酒運転は絶対に しない！させない！

○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない